

第 5 次エネルギー基本計画を踏まえた原子燃料サイクルの推進について

平成 30 年 11 月に開催された第 4 回使用済燃料対策推進協議会において、事業者における原子燃料サイクルの推進に係る基本的方針を示した。

原子燃料サイクルについては、引き続き、再処理事業等の着実な実施、中間貯蔵や乾式貯蔵の推進等の使用済燃料対策、プルサーマル等を通じたプルトニウムの適切な管理と利用、最終処分への理解拡大と事業の円滑な実施などを、整合的・総合的に進めていく必要があると考えている。また、そのためには、個々の事業及び原子燃料サイクル事業について地元のご理解が大前提であり基本であるとの認識のもと、各事業者が、戦略的柔軟性を持ちながら、より一層連携を強化していくことが重要であると考えている。

事業者の取り組みの進捗を以下に確認するとともに、それを踏まえた今後の対応方針を示す。

1. 平成 27 年 11 月に使用済燃料対策推進計画（2020 年頃に使用済燃料貯蔵容量の 4,000 トン程度の拡大、2030 年頃に更に 2,000 トン程度、合わせて 6,000 トン程度の拡大）を策定した。

これに従い、九州電力において、玄海原子力発電所の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の増強（290 トン）に係る原子炉設置変更許可及び工事計画認可を取得するとともに、あらたに同発電所敷地内における乾式貯蔵施設（440 トン）の設置に係る申請を行い、安全審査中である。また、中部電力における浜岡原子力発電所敷地内の乾式貯蔵施設（400 トン）の設置について同じく安全審査中である。四国電力における伊方発電所敷地内の乾式貯蔵施設（500 トン）の設置については、審査書案が了承されるとともに、現在、パブリックコメント中である。東京電力 HD と日本原電が設立したリサイクル燃料貯蔵株式会社のむつ中間貯蔵施設（3,000 トン）については、事業変更許可の審査が概ね終了している。

以上のように、約 4,600 トン相当の使用済燃料貯蔵容量の拡大について具体的な進捗が得られている一方で、まだ運用開始に至っていない状況であり、全体の計画の実現に向けて更に取り組みを進める必要がある。

具体的には、地域の皆さまのご理解を頂きながら、安全を最優先に事業者として審査等に真摯に対応し着実に前進させる。また、中間貯蔵や乾式貯蔵の着実な推進、燃焼度向上等を通じた使用済燃料発生量の低減などについて、積極的な理解活動に取り組むとともに、事業者間の連携をより一層強化し、使用済燃料対策推進計画の早期実現に向け、取り組んでいく。

本年 1 月、四国電力伊方発電所 3 号炉において、商業炉で初めて使用済 MOX 燃料の取り出しが行われた。使用済燃料は、使用済 MOX 燃料も含めて再処理することが我が国の基本的方針であり、第 5 次エネルギー基本計画において、使用済 MOX 燃料の処理・処分の方策については、使用済 MOX 燃料の発生状況とその保管状況、再処理技術の動向、関係自治体の意向等を踏まえながら、検討が進

められるとされている。事業者として、この政策に基づき適切に対応するとともに、それまでの間、適切に貯蔵、管理する。

2. 六ヶ所再処理工場は新規規制基準適合に係る審査書案が了承されるとともに、**MOX** 燃料加工工場についても安全審査が最終段階にある。

引き続き、六ヶ所再処理工場及び **MOX** 燃料加工工場の早期竣工、さらに竣工後の安全・安定操業に向けた支援を各事業者が連携・強化して行う。また、むつ中間貯蔵施設の竣工を着実に進める。なお、再処理と中間貯蔵の竣工は、整合的に進めていく。

3. 四国電力伊方発電所 3 号炉、九州電力玄海原子力発電所 3 号炉、関西電力高浜発電所 3, 4 号炉においては、再稼働後直ちにプルサーマルを再開している。

プルトニウム保有量の着実な削減に向けて、まずは各事業者での確実なプルトニウム使用を原則として、プルサーマルの推進に最大限取組む。さらに、国の方針を踏まえて、事業者間の連携・協力による、国内外のプルトニウム利用の推進および保有量の管理について検討を進める。

更に、六ヶ所再処理工場が竣工するまでには、プルトニウム利用計画及びプルサーマル計画を策定し公表する。

4. 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、その発生者として、2019 年 11 月の「放射性廃棄物 WG」で示された複数地域での文献調査の実施に向けた当面の取組方針も踏まえ、引き続き、国や **NUMO** とも連携しつつ、地域の皆さまとの対話活動を通じて、ご関心やご理解が深まるよう取組んでいく。また、将来的に文献調査地域での **NUMO** の地域発展ビジョンの具体化への取組を後押しできるよう、これまでの発電所立地地域での経験を踏まえ対応していく。

また、解体廃棄物について、その発生者として、処分場確保に努めることはもとより、解体から解体物の処理・処分に亘る全体最適化を図っていくとの観点から、大型金属の海外処理の活用を含め、各種知見の収集等、必要な検討・取組を進めていく。さらに、クリアランス制度の定着に向けて、業界内で一定の需要が期待できる建材などに活用する等、必要な対応をとる。

5. 原子燃料サイクルの推進にあたっては、地元のご理解が大前提であり基本である。このため、地元の皆様との丁寧な対話を重ねてご理解を頂くよう力を尽くすとともに、地元の実態や状況を踏まえた地域振興を進める。

以 上